

# 村岡到編『ベーシックインカムの可能性』ロゴス社

齊藤 日出治<sup>†</sup>

わたしたちの社会は深刻な危機にある。すでに前世紀末から新自由主義的グローバリゼーションが猛威をふるい、投機目的のマネーフローが全開して、労働市場の流動化と不安定化を促した。失業者が増大し、雇用されても生活が成り立たないワーキングプアがあふれる。

この格差社会の進展に覆いかぶさるようにして、3・11の複合災害が襲った。自然の災害に加えて近代科学の粋を集め「安全」を謳っていた原発が事故を起こすという人災が加わった。この塗炭の苦しみのなかで社会の復興が叫ばれている。本書には、この社会の危機に直面したわたしたちが社会の再生に向けて進むべき道を共同の討議を通して主体的に切り開こうとする意思が結晶している。

ベーシックインカム（以下 BI）とは、政府が社会のすべての成員に対して所得の額や労働の意思の有無にかかわらず支給する基本所得のことであるが、この提言をめぐって近年議論が高まっている。本書では、編者の村岡氏が「生存権所得」として提起してきた社会の仕組みづくりのプランをめぐってコメントとリプライを通して BI の可能性の探究が試みられている。

本書は三部から構成される。

第 I 部では、三名の論者がそれぞれの立場から BI について発言している。

新自由主義の経済学者原田泰氏は、日本における BI の必要性を企業社会の破綻に求める。日本の戦後の社会保障は、企業が従業員の福祉を保証するという企業主義によって支えられてきたが、雇用の非正規化によってこの仕組みが崩壊した。正規雇用の従業員の安全を保証するだけの企業福祉に代わって、非正規雇用や失業者もふくむすべての成員に最低生活に必要な基本所得を保証する仕組みをつくらなければならない。BI は、生活保護のように受給することによって労働への道を閉ざす福祉とは異なり、労働者の交渉能力を高め、

---

<sup>†</sup>大阪産業大学 経済学部 経済学科 教授

草稿提出日 5月16日

最終原稿提出日 5月16日

労働の選択の可能性を広げる制度であることが強調される。この提言には、市場の競争原理を普遍化するための条件整備という新自由主義の理念が込められていると同時に、その理念を超えて市場競争とは異なるひとびとの生き方の選択を保障する可能性が秘められている。氏は、若者がBIの取得によって非市場的な活動（ボランティア、芸術など）への取り組みを保障される、と言う。この指摘は所得の概念を消費と結びつけるだけでなく、自由時間という富の解放に向けて開こうとする貴重な提言を読み取ることができる。

長野県南部の農村で地域行政に取り組む曾我逸郎氏は、BIの意義を市場経済によって破壊された共同体の再生としてとらえる。市場経済は労働力を再生産する基盤として共同体を必要としているにもかかわらず、市場の効率を追求することによってこの共同体をたえず侵食し破壊し続けてきた。BIはこの共同体が果たしてきた最低生活の保障、連帯と相互扶助の役割を共同体に代わって確保するシステムである、と。それだけでなく、BIは賃労働以外の非市場経済的な活動に取り組む可能性をひとびとにもたらす。曾我氏はBIを国家レベルではなく、村発行の地域通貨と結びつけて地域レベルで構想できないかと、提言する。BIは国家による所得の再分配という福祉国家の政策ではなく、市民社会が国家に求める社会的権利であることを考慮するとき、この提言は極めて重要な意味をもつことが分かる。

生存権フォーラムの事務局長である高橋聡氏は、BIが二〇〇年の歴史を持つとして多様なBI論を整理し紹介する。一八世紀末のトマス・ペインによる土地の公有論にもとづく年金の支給から始まり、戦後の福祉国家における生活給付にいたるまで、労働にもとづかない所得分配の多様な形態と方法が紹介される。つまり、二〇〇年の資本主義の発展の過程で、私的所有や私的労働にもとづかない所得形態を模索し提言する試みが持続的になされてきたことがわかる。資本主義の歴史において、資本の原理が一元的に支配してきたわけではなく、社会の原理がたえず介入し、資本の原理を調整し、この調整に見合う所得形態が検討されてきたことが明らかとなる。

第Ⅱ部では、村岡氏の近年の二著（『生存権所得』[二〇〇九年]、『ベーシックインカムで大転換』[二〇一〇年]）をめぐる書評が収められる。多くの評者は、村岡氏の生存権にもとづく社会主義の理念としてのBIの位置付けに注目している。氏は二〇世紀の「現存した社会主義」の理念を批判的に再検討し、「階級闘争史観」、「労働に基づく分配」といったマルクス主義の命題に代わって、生存権、協議型経済という新たな理念にもとづいて社会主義の再生を提言し、この理念にもとづく政策としてBIを位置付けている。とりわけ生存権を日本国憲法の法理念に基づいて根拠づけ、この理念と労働力商品の非和解性を唱えて、憲法の生存権を基盤にして社会主義を展望するという異色の見解を提起する。

第Ⅲ部では、村岡氏がみずからのBIに関する提言に対してコメントに答えつつ、自説の深化を図る。ここでも、生存権にもとづいてBIを根拠づける自説の意義が強調されるが、一七世紀以来の生存権の思想史を振り返り、マルクス以前の思想史的系譜を持つ生存権の理念をマルクス主義が軽視してきたことが厳しく断罪される。日本では戦前に森戸辰男の手によってアントン・メンガーの『全労働収益権史論』が翻訳され、このメンガーの生存権にもとづいて、戦後森戸もふくめた憲法研究会が提言を行った結果として現行憲法の25条に生存権が明記された経緯が語られる。だが、メンガーが生存権を社会主義の基軸としてうちだしていたにもかかわらず、日本の左翼はその意義を理解せずに社会主義の理念から生存権を除外してしまった、と。

マルクス主義は生存権を軽視してきたために、BIについての認識を欠落させている、村岡氏のこの指摘は重い。マルクス主義による生存権の軽視は人権概念の軽視に起因している。マルクス主義は、自由・平等・友愛という近代的な人権の理念が市場における市民的交通に立脚することをもってブルジョア的理念と決めつけ、軽視した。階級闘争を最優先し、表現・結社の自由をはじめとする市民の権利を軽視する教義が政治の体制として定着するとき、社会主義の下で資本主義以上の過酷な人権抑圧が発生する。旧ソ連、さらには今日の中国における人権抑圧はそのことを裏付けている。（ただし、マルクスの言説を人権や生存権や民主主義に向けて開いていく議論は可能であり、必要でもある。ラクハウムフのラディカル・デモクラシー論はその試みのひとつである）。

以上のような魅力的な提言と議論を取めた本書の最大の意義は、社会の危機という現実的な要請の中から浮上してきた生存権という権利概念をベーシックインカムという所得制度の創設につなげる回路を、労働運動、地域運動、社会運動に取り組む活動家たちが共に討議して、現実の社会危機を打開する方向性を探っているところにある。個別の諸課題に取り組む実践家たちが新自由主義的資本主義のもたらした危機に対してオルタナティブな社会形成の仕組みを提言しようとしている。編者の村岡氏はこの多様な議論を生存権理念に基づく社会主義の実現に向けて方向づけるかじ取りの役割を果たしている。

わたしたちが確認すべきことは、BIという所得概念が私的所有にもとづく所得概念の歴史的限界を語り出すものであり、新しい社会形成の概念をはらむものだ、ということである。ベーシックインカム論に関する多様な提言と、その根拠づけの多様性は、私的所有権および賃金労働に基づく所得概念を超える現実が資本主義の足元に出現していることの証左である。私的所有にもとづく所得形態とは、社会的な生産活動に際して自己の私的所有物を提供した見返りとして私的所有者が獲得する所得、というものである。賃金所得とは、労働者が提供した労働時間に対する対価である。だが私的所有の下で生産の社会化が

進展するとともに、個々の労働者の提供した労働時間は社会の富の源泉であることをしだいにやめていく。とりわけフォーディズムといわれる第二次大戦後の先進諸国における経済成長が行き詰まったのちに、グローバル化と新自由主義によって推進されるポスト・フォーディズムの資本主義は、情報通信の技術革新やグローバルな金融取引を通して、私的所有の制約を超える広大な規模の生産の社会化をもたらした。今日の生産活動は生産の現場で働く賃金労働者だけでなく、社会のすべてのひとびとのアイデア、イメージ、知識、コミュニケーション、感情のはたらき、経験の交流といった協働の関係に支えられている。かつて経済学の古典がイメージした協業と分業といった協働をはるかに超える規模での社会成員の協働を通して生産活動がくりひろげられている。だが私的所有の制度の下では、この協働の成果が利潤、利子、配当といった所得形態で私的に領有される。現代の金融資本はこの協働の成果を証券の売買を通して私的に収奪する回路となっている。

賃金所得をふくめて私的所有の原理にもとづく所得形態は、この生産の社会化の現実と明らかに齟齬をきたすようになってきている。自己の私的所有物を提供する見返りとして報酬を受け取る所得の形態があきらかに非現実的なものと化しつつある。われわれに求められているのは、非現実的となり老朽化したこれらの所得形態に代わって、協働による生産活動の成果を分かち合う所得形態を、つまり生産の社会化という現実の進展に見合う所得形態を考案し創出することである。BI論はそのような所得の制度変革の提言としてとらえることができる。

すでにマルクスは一五〇年も以前に、労働時間を富の源泉とし、提供した労働時間の対価として所得を受け取る所得形態の歴史的制約性を洞察していた。労働過程の科学過程化が進行すると、富の源泉は労働者の直接的労働から生産への科学の応用へと移行する。資本の生産力は、労働者による科学的生産力の取得や自然に対する理解の仕方にもとづくようになる。マルクスはそのような社会的個人の発展のうちに社会の富の源泉を読み取った。

賃金労働と所得を切り離し、生存権にもとづいて所得を保証する制度的な仕組みをつくりあげることは、このような資本主義の現実の動態によって要請されているのである。

最後に、BIがこのような現実の動態に立脚しているとするならば、この所得形態は国民国家を超えたグローバルな生存権所得として発展する可能性を秘めていることを指摘しておきたい。

労働の協働的性格に立脚して生存権を唱えるとき、この理念は国家を越えていく。生存権所得とはグローバルな市民権であり、国境を超えた協働的活動に参画するすべてのひとびとの生存権と生活権を保証する所得形態である。そのような所得形態をグローバルな規模で保証する制度をどのように構築するかの議論を進めていかなければならない。

その意味で、日本国憲法の25条の生存権を基盤とする社会主義の展望は、その国家的制約を超えていく必要がある。日本国憲法は、主権者を日本国民に、つまり日本国籍の保有者に限定するという限界をもつからである。

本書は今回の大地震の被害者に対して、「被災生存権所得」を提案している。被災者、とりわけ原発事故で故郷を追われたひとびとは、長期にわたって、場合によっては生涯にわたって生活を奪われるというリスクを負わされた。これらの被災者に対する東京電力と政府の賠償は、その意味で災害や事故に対する一時的な補償ではなく、被災者の生涯にわたる生活保証としての、つまりはBIが提起する生存権所得としての意味を帯びている。そしてこのような生存権所得がひとびとの民意として了解されつつある。

だがこの被災生存権所得が現実味を帯びようになるとき、評者は日本の植民地支配と侵略戦争の犠牲になったひとびとが脳裏に浮かぶ。日本の企業と国家は、今回の原発事故と同様に、かつてアジアの民衆のおびただしい数の生存権を奪い去った。日本軍に10代の若さで拘束され暴行を加えられたアジアの女性のなかには、戦後も故郷を追われ異郷の地で身をひそめて生きることを余儀なくされ、その地でひそかに生涯を終えた人がいる。結婚、出産などの未来を奪われ、生涯にわたって苦難の人生を歩むことを強いられたこれらのひとびとに、生存権所得は保証されない。日本の国家と社会は、それらの女性に対する生存権所得を被災者と同様に保証する義務を負う。だが日本の法治国家は法の名においてそれらの女性の生存権を踏みじって来た。日本の司法は戦時性奴隷の被害を訴えるアジアの女性の告発をことごとく退けた。日本の社会は生存権を奪い去ったこれらの女性と正面から向かい合うことをいまだになしえていない。被災者の生存権所得を国民へと囲い込むのではなく、トランスナショナルな方向へと開いていく思考が求められる。BIの議論が無自覚なままにナショナリズムの枠に拘束され、排外主義に陥っていく危険性は避けなければならない。

生存権所得は、空間的に国境を超えたグローバルな市民権であると同時に、時間的に過去および未来のひとびとの生存権を保障する所得概念とならなければならない。

資本主義の発展の動態と危機の進展を考慮するとき、BIは危機後の社会の再生をめぐる言説のヘゲモニー闘争の主要な舞台となっていることが分かる。この言説は、資本主義、社会主義、社会民主主義、新自由主義といった社会形成と経済システムにかかわる既存のモデルを流動化させ、社会の再建をめぐる議論の磁場を再設定する重要な契機になることが予測される。BIをいかなる方向に向けて組織するか、そのほかの福祉政策とどのように接合させるのか、この制度の編成を通して市場経済や国家との関係をどのように築くべきか、いかなる市民権が、いかなる歴史認識が、それとともに求められているのか、これ

らのことが問われている。これらの議論を通して、硬直した既成の社会・経済モデルを解体・再組織する道を切り開かなければならない。村岡氏はこの討議的民主主義の戦場の最前線に立ち、BIをめぐる議論を生存権にもとづく社会主義へのシステム転換に導くべく奮闘している。社会主義像の刷新はこの転換を通して果たされる。多くの読者がこの討議に参画することを期待したい。